

準拠スルモノトス

第一〇条 本会ハ第二条ノ目的ヲ達成スル為メ左ノ業務

ヲ行フ

一定款ノ作成

一株主又ハ社員タルモノ、決定

一資本金ノ決定

一補償金又ハ共助金ニ関スル事項ノ決定

一株式又ハ出資口数ノ割当基準及割当大要ノ決定

一処方整理並ニ生産計画ノ樹立

一生産施設並ニ使用工場ニ関スル事項ノ決定

一公社從業者ニ關スル具体的措置ノ決定

一其他会社設立ニ必要ナル事項ノ決定

第一条 本会ノ業務遂行上必要ナル経費ハ壳薬営業整備委員会々則ニ準拠シ差當リ壳薬工業組合ニ於テ立替

支出スルモノトス

第一二条 本会所要経費ノ支出ハ各会社資本金ニ拾分ノ

七 各公社平等割十分ノ三ヲ分担スルモノトス

付則

第一三条 本会々則改正ノ必要生ジタル時ハ總会ニ於テ
之ヲ行フ

第一四条 本会則ハ昭和十八年四月一日ヨリ実施スルモノ
トス

六 厚生省衛生局長・商工省企業局長
が道府県長官にあてた共助施設な
どについての通知 昭和十八年

衛乙発第二六号

昭和十八年三月十七日

厚生省衛生局長

商工省企業局長

道府県長官殿

壳薬営業整備ニ伴フ共助施設等ニ関スル件
壳薬営業整備要綱第一生産部門ノ整備ニ伴フ共助施設等
ニ関シテハ別紙壳薬営業者ノ共助施設等ニ関スル件ニ依
ルコトト致度候右御了知ノ上之ガ実施ニ遺憾無キヲ期

セラレ度

別紙

壳薬営業者ノ共助施設ニ関スル件

口 新企業体ノ単ナル株主トナリタルモノ

九〇%以内

ハ 新企業体ニ出資シ、新企業体ノ重役又ハ従業員
トナリタルモノ

三〇%以内

一 残存業者団体ハ転廃業者ノ実績権、免許権、商標権

ヲ共助ニヨリ引継キ国民更生金庫ハコレニ共助資金ノ
貸付ヲナスコト

六 実販売高ハ左記ニヨリ決定スルコト

イ 最近三ヶ年ニ於ケル税務署ノ収益決定額ノ平均
ヲ二〇%ヲ以テ還元シタル額ニヨルコト

二 共助資金借受ノ主体ハ一道府県企業体ニ統合スルト
キハ当該企業体トシ一道府県企業体ニ統合スルトキハ

壳薬工業組合トスルコト

三 借入金ノ償還方法ハ借受主体ノ償還能力ニ応シソノ
都度決定スルコト

四 一号ニヨル共助金ハ最近三ヶ年（自昭和十四年至昭和
十六年）ノ平均年実販買高ニ七号ノ純利益ヲ乗シテ得
タル平均年純利益額ノ四ヶ年分以内ヲ基準トシコレニ
五号ノ交付率ヲ乗シタル額トス

本舗壳薬 ○・六

配置壳薬 ○・四五

七 純泣益率ハ左ノ通リニ定ム

本舗壳薬 ○・一〇

配置壳薬 ○・〇八

五 共助金ノ交付率ハ左ノ如シ

イ 完全ニ廢業シタルモノ

一〇〇%

第二 営業用資産ノ処理

一 土地、建物ハナルヘク廃業者自体又ハ新企業体若ハ

残存企業体ニ於テ之ヲ処分シ、処分シ得サルモノニ付

テハ国民更生金庫ニ於テ引受クルモノトス

壳薬営業整備委員会

聯合会長岡村一雄印

新公社設立発起人代表者会

壳薬営業整備委員殿

二 機械、器具、包装材料ハ国民更生金庫引受資産等ノ

評価方法基準ニヨリ評価シタル価額ニヨルコト

三 原料药品ハ原則トシテ新企業体又ハ残存企業体ニ於

テ引取ルコト引受価額ハ仕入価格ニヨルコト

四 手持商品（壳薬）ハ原則トシテ日本壳薬配給統制会

社、道府県医药品卸売機関、新企業体又ハ残存企業体

ニ於テ引取ルコト

引受価格ハ従来ノ実販価格トスルコト

新公社設立発起人代表者殿
拝啓愈々御清祥ノ段奉賀リ候

陳者今般壳薬整備ニ当リ生スル転廃業者ノ共助施設ノ基本方針決定相成リ候ニ付テハ是レガ報告旁々協議会ヲ左記方法ニヨリ開催致度候条時間励行必ズ御出席相成度及通知候也

左 記

一 開会日時及場所

昭和十八年三月二十七日午後一時

大和壳薬工業組合事務所内

二 案件

イ 壳薬営業整備ニ当リ生スル転廃業者ノ共助施設

ニ関スル件

ロ 其ノ他ノ件

三 壳薬営業整備委員と新会社設立発起人代表者にあてた協議会開催の案内

昭和十八年

薬工第三九五号

昭和十八年三月二十三日

壳薬整備委員会及代表聯合会協議会議案

一 移出売薬ヲ本舗売薬ニ繰入ノ件

一 共助金ニ関スル件

一 生産計画ニ関スル件

一 実績査定ニ関スル件

一 軍納入品ニ対シ見本提出方ニ関スル件

一 物品税ニ関スル件

一 会社定款審議ノ件

イ名称 (滋養強壯、衰弱ニ良シ等ノ字句アルモノ)

ロ所在地

ハ資本金

ニ重役数

ホ創立費

要件
厚生省

新会社ヨリ申請ニ係ル処方ノ承認ヲ求ムル件

生産計画ニ関スル件

共助金ノ取扱方ニ関スル件

其ノ他 移出売薬、配置ノ生産ニ付テ展膏ノ生産ニ付テ厚生

共助金ノ取扱方ニ関スル件

南方進出ニ付テ興南協会ニ交渉ノ件

厚生省關係

新処方ノ件

配置 百三十六方

本舗 百四十一方

輸出 現在ノ処方中配置と大同小異ノモノハ之ニ做ヒ其他數

十方剤ニ圧縮ス

右ニ関シ 木村課長 井川技師 市川 豊田 小森技師等ニ会

見大体ノ理解ヲ得タリ

生産計画ニ関スル件

別紙ノ通り新処方ニ依ル生産計画ヲ樹立シテ原料薬ノ所要数量

表ヲ提出ス

木村課長、井川技師、市川、豊田技手ニ付テ了解ヲ求ム

原料薬品全般ニ付テハ相当膨大ニシテ如何ヤ相當考慮ノ要アリ

六三 厚生省への上京報告(メモ)

昭和十八年

十八年三月二八日 上京報告

期間 (自三月二八日 至四月一日) 五日間

上京者 後藤技師、堀内技手、増田弥内

基礎算定方法ニ付テハ本省ノ意図ニ反スルモノアルモ、實際問題トシテ、本数量ノ確得ヲ必要トス、或ハ配置売薬トシテ、最少限度ノ消費量ニシテ一般配置先、農山漁村ニ付テノ保健衛生ノ確保ヲ期スル上ニ於テ必要ナリト力説ス

少限度ノ消費量ニシテ一般配置先、農山漁村ニ付テノ保健衛生ノ確保ヲ期スル上ニ於テ必要ナリト力説ス

追テ提出スベキ書類

各方名別ノ生産明細書

材料品、

共助金ニ関スル件

薬務課高田事務官及木村課長ニ会見

一 質疑ニ付テノ問答

局長通牒ニ依ル交付率ニ付テ

問、一〇〇%、九〇%、三〇%ノ取扱方ハ如何

答、最大限度ヲ示シタルモノニシテ其範囲ニテ各府県ノ、実情ニ則シテ方針ヲ樹テラレ度シ、大綱方針ヲ示シタルモノニシテ

詳細ニスベキ筈ダツタガ各府県ノ実績ヨリシテ大体ヲ示シタモノナリ、九十%、特ニ過少、実績者ト会社ノ資金上ヨリ見テ最大限度ヲ示シタモノナリ

問、各パーセントヲ均一的ニ引下ゲスベキヤ又ハ各時ニ付テ引下シテ差支ナキヤ

答、各個ニ付テ適當ニ其ノ範囲内ニ於テ決定シテ良イ

4 問、従業員ノ定義

答、固定給ノモノハ從業員ト看做ス事
完全転廈業者ノ定義ニ付テ

商標権ニ付テ
別ニ之ヲ見ル事ハ不可実績ニ見合セラル

生産実績ニ応シテ年限ト率ニ於テ斟酌スル事

1、兼業者ノ場合

完全転廈業ト雖モ兼業者ニシテ副業的ニシテ主タル営業デ無イ者ニ付テハ、相當斟酌スル事、売薬営業者ニシテ請賣営業ヲ兼業ニシテ居ルモノ亦同ジ

之レガ取扱例

%ハ引下ゲ出来ヌガ、年限ヲ四年以内トアリ之レヲ適當ニ切下ゲテ良イ

重役従業員ニ付テ

問 大阪、東京ノ如キ母体無シテ地区的總体ニ依ル 奈良県ノ実情ニ副ハナイモノアリ

答 大阪、東京ノ如キ母体トナル営業ニハ、共助金ハナイ、示サレタル範囲ニ於テ実情ニ則シテヤレバ良イ

問 重役、従業員ハ会社ノ存在スル限りソノ職ニアルモノデ無イ、重役ニハ任期ガアル又第一任期中、退職又ハ死亡シタ場合ノ取扱方ハ、凡ソ会社創立ニ当リ努力セシモノガ重役トナリ、重任スベキガ常識デアル

改選期ノ割込等ハ許スベキデナイ申合セ等ニ於テ之レヲ適性ニ
スレバ良イ

任期中ニ退職又ハ死亡セシモノニ付テハ、会社ニ於テ適當ノ方
法ヲ講ズル事ニシテ如何此ノ点ニ付テハ更ラニ研究シテ置ク
要ハ奈良県ノ実態ニ則セシ方針ニ基キ県當局ノ指導ノ下ニ適切
ナル共助規定ヲ設定シテ、実行セラレ度シ

厚生
ニ付テ

質疑応答

- 一 共助金ノ借入ハ工組タルベキ事
- 二 資産ノ買上げ

分工場及委託工場ノ該當者ニ対シテハ営業用資産ノ買取ハセザ
ル事

分工場ト委託工場

分工場ハ会社直営ニシテ共助ノ対照トナル

委託工場ハ実態ニ於テ從来ト大差ナイ

共助金ノ貸出ハ出来ヌ、買上不能ノ分工場、委託工場ノ資産中
家居、機械、器具、設備ハ買上無イトシテ良イガ包装材料等ノ
如キ、会ニ引継 シ得ザルモノニ付テハ買上方ヲ希望シ置ケリ

補償金ノ件

実績一万円以下ノ者トアルヲ撤廃セラル

南方移出ニ付テ

興南協会々長井上一治 中将宅訪問

実績ノ第一次査定ノ上提出、十五日迄

六 壳薬営業整備についての報告

昭和十八年

整備未完成府県 十八年五月末日現在埼玉 東京
神奈川 石川 静岡 京都 大阪 奈良 和歌山 山
口 香川 愛媛 福岡 大分 鹿児島 沖縄

新会社設立発起人代表者会議 (メモ)

昭和十八年

会社設立発起人代表者会議案

- 一 実績査定ノ件
- 一 資本金決定ノ件
- 一 生産計画ニ関スル件
- 一 各社ノ事業計画ニ関スル件

昭和十八年六月三日午前十時開会 会社設立発起人代表者
会岡村会長挨拶玉木技師 訓示整備完了ノ急ク理由ニ対テ原
料ノ配給ハ慨設会社ニ付テ行ヒ整備未完ノ府県へハ配給ヲ停

止セラル甲乙丙ノ三段階ニ区分取扱セラル甲ハ整備完了乙ハ

書類作成厚生省ニ申請中ノモノ丙ハ県内ニ於テ計画中ノモノ

堀内技師 他府県ノ状況特ニ広島県ノ実状ニ付テ大阪統制会

社訪問セラレタル実況ニ付テ整備未完了ノ府県

埼玉 東京 神奈川 石川 静岡 京都 大阪 奈良 和歌

山 愛媛 福岡 大分 鹿児島 沖縄 後藤技師

生産計画ニ付テ 會議 実績査定 別案之通り決定ス

(二) 本会ノ所在地

(三) 資本金額ノ決定

(イ) 株式一株ノ金額五拾円トス

(ロ) 株式ノ種類五株券、拾株券、五拾株券ノ三種ト

ス

(四) 株式ノ割当募集

(イ) 昭和十四、十五、十六年度ノ三ヶ年平均生産実

績（以下単ニ実績ト称ス）ヲ以テ割当基準トス

但シ五株未満ノ端数ヲ五株トシ五株以上拾株未満
ヲ拾株トシ以上五株未満ヲ増ス毎ニ五株ニ切上グ
ルモノトス

(ロ) 申込証拠金 壱株ニ付キ金五円トス

(ハ) 第一回払込金 四分ノ一、壹株ニ付金拾貳円五
十銭現金出資トス

(一) 新企業体会社十社発起人代表者ヲ以テ設立準備委
員会（以下設立委員ト称ス）ヲ組織シ整備統合ヲ実施
セントス

(二) 実績ニヨリ按分シタル割当応募株式満株ニ達セ
ザル時ハ発起人ニ於テ再割当ヲ行ヒ適宜処分スル
モノトス

議案第一号

六 新企業体設立準備委員会の議案 於 御所信用組合楼上

昭和十八年

壳葉營業整備委員会

会長 岡村 一雄

議案第二号

会長 岡村 一雄

(ロ) 申込証拠金 壱株ニ付キ金五円トス

(ハ) 第一回払込金 四分ノ一、壹株ニ付金拾貳円五
十銭現金出資トス

(一) 新企業体会社十社発起人代表者ヲ以テ設立準備委
員会（以下設立委員ト称ス）ヲ組織シ整備統合ヲ実施
セントス

議案第二号

4 企業整備

(一) 新企業体ノ名称 大和製薬株式会社

議案第三号

(一) 実績査定ニ関スル件

(イ) 査定委員ノ選任

(ロ) 実績申告書

別紙

議案第四号

定款案

別冊

六七 実績査定委員選定の通知・名簿

昭和十八年

追而
奈良薬業同業組合副組長 辻本 嘉七
株式会社協和製薬公司 社長 奥村 正信
日本製薬株式会社総代 森田 福賢

テ参加セシムルコト

以上

昭和十八年九月廿一日

会社設立発起人代表者聯合会長

岡村 一雄

六八 男子従業等禁止適用除外について

昭和十八年

実績査定委員選定通知ニ関スル件

標記ノ件ニ關シ本月二十二日付ヲ以テ本県當局ヨリ貴殿

ニ対シ実績査定委員ニ選定相成候ニ付此段及通知候也

衛乙発第一三八号

昭和十八年十月十四日

実績査定委員名簿

厚生省衛生局薬務課長

役職名 氏名

大和壳藥同業組合組長 岡村 一雄

南才次郎

全副組長 増田 弥内

安本 昌作

全副組長 仲川房次郎

増田 弥内

全副組長 奥村 正信

森田 福賢

東京都民生局長 殿

道府県内政部長

男子従業等禁止適用除外等ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ十月八日勤発第二七二三号ノ内ヲ以テ当
省勤労局配置課長ヨリ貴庁関係部長宛別紙ノ通り通牒相
成候条御了知相成度

定款例

健第一八七五号

昭和十八年十月二十一日

内政部長

奈良県配置壳薬商業組合理事長殿

男子従業等禁止適用除外ニ関スル件

壳薬商業者又ハ壳薬請壳営業者タル貴組合員ガ壳子ヲ雇

傭シテ行商ヲ為スハ労務調整令ニ抵触スル所ナルモ配置

壳薬ノ実状ニ鑑ミ山間僻地ニ限り年齢ニ不拘除外セラル

ル赴キニ付其ノ除外主旨ヲ充分ニ考慮シ国策ニ順応為ス

様組合員ニ周知セシメラレ度参考ノタメ関係通牒写相添

ヘ此段及通牒候也

追而職業指導所ヨリ本日貴組合ニ対シ本件ニ關シ調査ア
ル筈ニ付為念

六九 大和壳薬株式会社定款（案） 昭和十九年

壳薬商業整備委員会

第一章 総 則

第一条 本会社ヲ大和壳薬株式会社ト称ス

第一条 本会社ハ壳薬商業整備統合ノ國家計画經濟ニ基
ク奈良県内壳薬ノ製造生産ヲ為スト共ニ其ノ営業ニ付
帶スル一切ノ事業及将来ノ發展ニ備ヘル為ノ設備ノ維
持並ニ要転廃業共助施設等ヲ為スト以テ目的トス

第三条 本会社ハ本社ヲ

ル地ニ設置スルモノトス

第四条 本会社ノ資本金ハ金 円トス

第五条 本会社ノ定款変更・合併及解散・決議ハ厚生大

臣ノ承認ヲ受クル事ヲ要スルモノトス

第六条 本公司ノ公告ハ之ヲ官報ニ掲載ス

第二章 株式及株主

第七条 本公司ノ株式ハ 株トシ一株ノ金額ヲ金壱百円トス

第八条 本公司ノ株式記名式トシ其ノ種類ヲ壹株券・拾株券及五拾株券ノ三種トス

第九条 本公司ノ株式ハ第一回払込ヲ金貳拾五円トシ第ニ回以後ノ払込金額及時期ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第一〇条 株式引受人ハ株主ガ株金払込期日迄ニ其ノ払込ヲ為サザルトキハ払込期日ノ翌日ヨリ当日ニ至ル迄金壱百円ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支払ヒ且ツ其ノ延滞ニ因ル損害ヲ賠償スベキモノトス

第一条 本公司ノ株主タル資格ヲ有スルモノハ奈良県内ニ於テ從来売薬製造営業者ニシテ今回ノ売薬営業整備要綱ニ順応シタル事業主ニ限ルモノトス

一二条 本公司ノ株式ハ取締役会ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ譲渡又ハ質入スルコトヲ得ズ

本公司ハ株券ノ裏書ニ依ル株式ノ譲渡ヲ禁止ス

第一三条 譲渡ニ依リ株式ノ名義書換ヲ請求セントスルトキハ当事者双方株券ノ裏面ニ記名捺印シ之ニ当事者双方記名捺印シタル本公司所定ノ名義書換請求書ヲ添へ之ヲ本公司ニ提出スベシ

相続・遺贈其ノ他譲渡シ以外ノ理由ニ依リ株式ヲ取得シタル者其ノ名義書換ヲ請求セントスル場合ニハ取得者株券ノ裏面ニ記名捺印シ之ニ取得ノ記名捺印シタル本公司所定ノ名義書換請求書及取得ノ原因ヲ証明スベキ書類ヲ添付ノ上本公司ニ提出スベシ

前項ノ規定ハ株主ノ氏名・ノ変更ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一四条 本公司ノ株式ヲ以テ質権ノ目的トナシタル場合ニ於テ之ガ登録ヲ為サントスルトキハ本公司所定ノ請求書ニ当事者双方記名捺印ノ上株券ヲ添ヘ之ヲ本社ニ差出スベシ 質権登録ノ抹消ヲ請求セントスルトキハ又同ジ

第一五条 株券ヲ紛失シタルモノハ公示催告手続ニ依ル

除權判決正本又ハ謄本ヲ添付シテ本公司ニ新株券ノ再

交付ヲ請求スベシ

株券ヲ毀損シタルモノハ必ず旧株券ヲ添付シテ新株券

ノ交付ヲ請求スベシ

第一六条 株式ノ名義書換權設定並ニ移転ノ登録又ハ其

ノ抹消信託表示並ニ其ノ抹消ノ場合ニハ株券一通ニ付

キ金拾錢トシ新株券交付ノ場合ハ一通ニ付キ金五拾錢

ノ手数料ヲ収納スルモノトス

第一七条 株主其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ所有株

式全部ヲ第十一条ノ規定ニヨル有資格ヘ譲渡スルモノ

トス有資格者ハ取締役会ノ承認ヲ得テ無資格者ノ株式

ヲ買取ルコトヲ得

第一八条 株主又ハ其ノ法定代理人ニ登録シタル質権者

ハ住所氏名及印鑑ヲ本公司所定ノ方式ニヨリ届出ズル

ベシ

其ノ変更アリタル時又同ジ

第一九条 本公司ハ毎決算期最終日ノ翌日ヨリ其ノ期ノ

定期株主総会終了ノ日迄株券ノ名義書換質権ニ関スル

登録並ニ其ノ抹消及新株券ノ交付ヲ停止ス

臨時総会ノ通知ヲ発シタル日ヨリ其ノ総会終了ノ日迄

又同ジ

前前項ノ外本公司ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ

予メ公告ノ上一定ノ期間株券ノ名義書換ヲ停止スルコ

トヲ得

第三章 株主総会

第二〇条 株主総会ハ定期総会及臨時総会ノ二種トス

定期総会ハ毎年三月及九月取締役之ヲ招集シ臨時総会

ハ必要ニ応ジ取締役之ヲ招集ス

総会ハ本社ノ所在地ニ或ハ之ニ隣接ノ地ニ於テ之ヲ招

集ス

第二一条 総会ニ於ケル議長ハ社長之ニ当ル 社長事故

アルトキハ他ノ取締役之ニ代ハルモノトス

第二二条 総会ノ決議ハ法令又ハ定款ニ別段ノ定アル場

合ノ外出席株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス 可

否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二三条 株主ハ代理人ヲ以テ議決権ヲ行フコトヲ得

但シ代理人ハ本社ノ株主タルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ代理人ハ所定ノ委任状ヲ本会社ニ提出スルコトヲ要ス前項ノ代理権ハ會議ノ続行若クハ

延会ヲ通ジテ同一事項ヲ議了スル迄権限アルモノトス

第二四条 総会ニ於テ議決シタル事項ニ付テハ議事録ヲ

作リ総会開催ノ日時・場所・議事経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル取締役監査役之ニ記名捺印ノ上本会社ニ保存ス

第四章 役 員

第二五条 本会社ニ取締役 名以内 監査役

名以内ヲ置ク

取締役ハ厚生大臣ノ指令ノ下ニ会長一名 社長一名及専務取締役一名常務取締役若干名ヲ選任スルモノトス
第二六条 前条ノ取締役及監査役ハ本会社ノ株式百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主総会ニ於テ之ヲ選任シ厚生大臣ノ承認ヲ受クルモノトス

第二七条 社長ハ本会社ノ社務ヲ統轄總攬シ社長ハ会長

ノ指導ノ下ニ社務ヲ總理ス

第二八条 本会社ノ業務執行ハ厚生大臣ノ指導ニ依リ業

務規定ヲ取締役会ニ於テ制定シ認可ヲ受ケ会社ノ日常ノ業務ハ専務取締役及常務取締役之ヲ執行スルモノトス

ス

前項ノ業務規定ヲ改廃セントスルトキ又同ジ

第二九条 取締役会ノ決議ヲ以テ支配人ヲ選任シ又ハ顧問・相談役ヲ依嘱スルコトヲ得

支配人及顧問・相談役ニ対スル報酬ハ取締役ニ於テ之ヲ決定ス

第三〇条 取締役ノ任期ハ三ヶ年トシ監査役ノ任期ハ二

ヶ年トス 但シ其ノ任期ガ配当期前ニ尽キタルトキハ

其ノ配当期ニ関スル定期終了ニ至ル迄之ヲ伸長ス

第三一条 取締役又ハ監査役ニ欠員ヲ生ジタルトキハ直チニ其ノ補欠選挙ヲ行フ コノ場合選挙セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス 但シ法定ノ員数ヲ欠カズ且ツ業務執行上支障ナキトキハ補欠選挙ヲナサザルコトヲ得

第三二条 取締役会ハ会長之ヲ招集シ議長トナル会長事

故アルトキハ社長之ニ代ヘリ会長・社長共ニ事故アル

リ之ヲ処分ス

トキハ専務取締役又ハ常務取締役其ノ職務ヲ行フ

一 法定積立金

純益金ノ百分ノ五以上

取締役会ノ議事ハ出席取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

一 別途積立金

若干

可否同数ナルトキハ議長ノ決スル処ニ依ル

一 役員賞与金

純益金ノ百分ノ十以内

第三十三条 取締役ハ在任中其ノ所有スル本公司ノ株式百

一 従業員退職手当基金

若干

株ヲ監査役ニ供託スベシ

一 株主配当金

若干

前項ノ供託株ハ取締役退任シタル場合ト雖次ノ株主總

一 後期繰越金

若干

会ニ提出スル諸報告ニ付其ノ承認ヲ得タル後ニ非ラザ

但シ計算ノ都合ニヨリ純益金ノ全部若クハ一部ヲ次

レバ返還セス

期ニ繰越スコトヲ得

第三十四条 監査役ハ本公司ノ業務及財産ノ状況ヲ監査ス

第三十五条 役員ノ報酬ハ株主總会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六条 取締役ハ取締役会又ハ監査役ノ承認ヲ得タル

ヨリ起算シ三年以内ニ支払ノ請求ナキトキハ之ヲ本社

時ハ同種ノ営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員

ノ所得トス

又ハ取締役トナルコトヲ得

付 則

第五章 計 算

第四〇条 本公司ノ負担ニ期スペキ創立費ハ金 円以

内トス

第三十七条 本公司ハ毎年六月末日及十二月末日ヲ以テ決

算期トス

第三十八条 每決算期内ニ生シタル純益金ハ左ノ各号ニヨ

七〇 大和壳藥生産企業会社一覧

昭和十九年

地 区	資 本 金	会 社 名 称
磯城郡 添上郡 今井町 高市村 天満村 高取町 北葛城郡 御所町 葛城村 葛村 吉野 県下 県下	拾八万円 生駒郡 飛鳥村 八木町 越智岡村 金橋村 阪合村 五拾万円 六拾万円 四拾万円 大和優光製薬株式会社 大和内外製薬株式会社 五拾万円 貳拾五万円 壹百万円 四拾万円	大和中央製薬株式会社 奈良市 山辺郡 大和櫛原製薬株式会社 大和高取製薬株式会社 大和製薬株式会社 大和南朝製薬株式会社 日本製 <small>(本舗壳藥)</small> 株式会社 <small>(輸出壳藥公司)</small>

七一 奈良県家庭薬配置統制組合定款

昭和十九年

第一章 総 則

二 地区内ニ居住スル家庭薬販売ノ懸場帳ヲ営ム懸場主ヲ以テ、組織スル施設組合

第一条 本組合ハ、國民經濟ノ總力ヲ最モ有効ニ發輝セシムル為、家庭薬販売業ノ統制、及之ガ為ニスル經營ヲ行ヒ、且保健衛生ニ関スルコトヲ目的トス

第二条 本組合ハ奈良県家庭薬配置統制組合ト称ス

第三条 本組合ノ地域ハ奈良県ヲ区域トス

第四条 本組合ハ事務所ヲ奈良県南葛城郡御所町ニ置ク
第五条 本組合ノ公示ハ朝日新聞上ニ掲載シ、又ハ本組合ノ掲示上ニ掲示シテ、之ヲ為ス

第六条 本定款ニ定ムルモノノ、外事業ノ執行、總代ノ選

擧、会計ソノ他ニ関シ、必要ナル事項ハ理事長之ヲ定

ム

第二章 組 合 員

第七条 本組合ハ左ニ掲ゲルモノヲ以テ、之ヲ組織ス

一 地区内ニ居住スル家庭配置薬販売業ヲ営ム懸場帳主ニシテ、第二号ニ掲グル施設組合ノ組合員ニアラザルモノ

懸場帳主トハ、需要家ニ対スル消費代金請求権ヲ

金額ヲ越エザルモノトス

有スル者ヲ言フ

第八条 本組合成立シタルトキハ、前条ニ掲グル者ハ總テ本組合ノ組合員トス

第九条 新ニ組合員トナリタル者ハ、遅滞ナクソノ出資數ニ応ジ、他ノ組合員ノ払込ミタル出資額ノ同額ノ払込ミヲナスベシ

タダシ、他人ノ持分ノ全部、又ハ一部ヲ承継シタル場合ハ、コノ限りアラズ

本組合財産ガ払込ミタル出資ノ総額ヲ超ユルトキハ、前項ノ規定ニヨリ、払込ミヲナスベキ組合員ハ払込ミヲナスベキ出資額ノ外、ソノ出資口数ニ応ジ、持分調整金ヲ払込ムベシ

前項ノ持分調整金ノ金額出資口数ニ応ジ、持分調整ヲ

払込ムベシ

前項ノ持分調整ノ額ヲ払込ムベシ

前項ノ持分調整金ノ額ハ、出資額一口ニ付、前項ノ超過金ヲ出資ノ総額ヲ以テ、除カレタルモノニ相当スル

第一〇条 組合員ハ第七条ニ掲ゲル資格ノ喪失、又ハ死亡ニヨリテ脱退ス

第一条 組合員脱退シタルトキハ、ソノ持分ノ金額ヲ

払戻スモノトス

本組合員財産(未払込出資金及職員退職給与引当金ヲ除ク)

ガ之ヲ以テ、本組合債務ヲ完済スルニ足ラザルトキハ、脱退組合員ハソノ出資口数ニ応ジ、損失額ノ払込ミヲナスモノトス

第一二条 左ニ掲グル事項ニ变更ヲ生ジタルトキ、又ハ事業ノ休止、モシクハ廃止ヲナシタルトキハ、組合員ハ遅滞ナク本部ニ届出スベシ

一 氏名又ハ名称

二 事業ヲ行フ場所

三 事業

第一三条 本組合ハ、組合員及第七条第二号ニ掲ゲル組合ノ組合員ニ対シ、家庭薬配置販売業ニ関スル事項ノ

調査ヲナス必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第一四条 本組合必要アリト認メルトキハ、本組合ノ役員又ハ職員ヲシテ、組合員及第七条第二号ニ掲グル組合員ノ業務、モシクハ財産ノ状況、又ハ帳簿書類、設備、ソノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトアルベシ

組合員第七条第二号ニ掲グル組合ノ組合員ハ、正当ノ理由ナクシテ、前項ノ規定ニヨル検査ヲ、拒ミ妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

第三章 事業及ソノ執行

第一五条 本組合ハ、第一条ノ目的ヲ達スル為、左ニ掲タル事業ヲ行フ

一 組合員、及第七条二号ニ掲グル組合ノ組合員ノ家庭配置販売業ニ関スル統制指導

二 組合員、及第七条二号ニ掲グル組合ノ組合員ノ取扱品ノ仕入、ソノ他組合員及第七条二号ニ掲グル組合ノ組合員ノ家庭配置業ニ関スル統制ノ為ニスル施設

三 家庭配置販売業ニ関スル調査研究

四 組合員ニ対スル事業資金ノ貸付、組合員ノ事業

資金ノ寄託ノ引受、又ハ組合員ノ為ニスルソノ事業上ノ債務ノ保証

五 前各号ニ掲グルモノノ外、本組合ノ目的ヲ達スル必要ナ事業

第一六条 組合員、及第七条二号ニ掲グル、組合ノ組合員ノ家庭配置販売業ニ関スル統制規定ニヨルベシ

第一七条 本組合員、又ハ第七条二号ニ掲グル組合ノ組合員ノ取扱品ノ委託仕入ヲナス場合ニオイテハ、左ニ掲グル料率ノ範囲ニオイテ手数料ヲ徵収ス

第一八条 本組合員ニ対シ、事業資金ノ貸付ヲナス場合ニオケル貸付利率ハ、日歩參錢以内トス

延滞利息ハ日歩四錢トス

第一九条 本組合員ノ事業資金ノ寄託ノ引受ヲナス場合ニオケル利率ハ、年五分以内トス

第二〇条 本組合組合員ノ為、ソノ事業上ノ債務ノ保証ヲナス場合ニオケル保証利率ハ、保証金額ノ六分以内

トス

第二一条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長 一人

理事 五人

監事三人

評議員十五人

理事ノ内一人ヲ専務理事トシ、理事長之ヲ指名ス

第二二条 理事長ハ本組合ヲ代表シ、組合事務ヲ總理ス

理事ハ理事長ヲ補佐シ、組合事務ヲ分掌シ、アラカジメ理事長欠員ノトキハソノ職務ヲ行フ

監事ハ本組合ノ業務、及財産ノ状況ヲ監査ス

評議員ハ、理事長ノ諮詢ニ対シ答申シ、又ハ理事長ニ
対シ、意見ヲ具申ス

**第二三条 理事長ハ、家庭薬配置販売業ニ関シ経験アル
者及学識アル者ノ中ヨリ総代会ニオイテ之ヲ選任シ、**

行政官庁ノ認可ヲ受クルモノトス

監事ハ、組合員及組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役

員ノ中ヨリ総代会ニオイテ之ヲ選任シ、行政官庁ノ承
認ヲ受クルモノトス

タダシ、特別ノ事由アルトキハ、組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ総代会ニオイテ之ヲ選任シ、行政官庁ノ承認ヲ受クルモノトス
タダシ、特別ノ事由アルトキハ、組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ニアラザル者ヨリ、之ヲ選任スルコトヲ得、コノ場合ニオイテハ、行政官庁ノ認可ヲ受クルモノトス
評議員ハ家庭薬配置販売業ニ関シ、経験アルモノ及学識アル者ノ中ヨリ、理事長之ヲ命ズ
第一項又ハ第三項ノ選任ハ、総代総数ノ半数以上出席シ、ソノ議決権ノ三分ノ二以上ヲ以テ、之ヲ決議ス
第二四条 本組合ノ役員ノ任期ハ左ノ通りトス

理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

理事長必要アリト認メルトキハ、任期中トイエドモ理事ヲ解任スルコトヲ得、コノ場合ニオイテハ、行政官

序ノ認可ヲ受クルモノトス

理事本組合ニ対シテ不正ノ行為アリ、又ハ不適任ト認
メラレルトキハ、任期中トイエドモ総代会ノ決議ヲ以
テ、之ヲ解任スルコトヲ得

前条第五項ノ規定ハ、決議ニ之ヲ準用ス

第二十五条 本組合ニ左ノ職員ヲ置ク

主事 若干名

書記 若干名

書記ノ中ノ一人ヲ書記長トス

第二十六条 主事及書記ハ、理事長、理事及監事ノ命ヲ承
ケ、職務ニ従事ス

第六章 会 議

第二十八条 会議ヲ分チテ総代会及評議員会トス

第二十九条 総代ノ定数ハ五十人トシ、各選挙区ニオイ
テ、組合員中ヨリ之ヲ選挙ス

選挙区及選挙区ニオイテ、選挙スベキ総代ノ別表ヲ以
テ之ヲ定ム（注 別表略）

第三〇条 組合員ノ総代選挙権ハ各一個トス

第三一条 総代ノ任期ハ二年トス

総代会ニ欠員ヲ生ジタルトキハ、三カ月以内ニ補欠選
挙ヲナス

第三二条 総代会ハ通常総代会及臨時総代会トス

通常総代会ハ、毎事業年度終了後二カ月以内ニ之ヲ招
集シ、臨時総代会ハ左ニ掲タル場合ニ之ヲ招集ス

一 理事長必要アリト認ムルトキ

二 理事長及理事ノ全員欠ケタル場合ニオイテ、監

事必要アリト認ムルトキ

第三三条 総代会ニオイテ、本定款ニ別段ノ定メアルモ
ノノ外、左ニ掲タル事項ヲ議決ス

一定款ノ変更

二 第五七条ノ規定ニヨル賦課金、又ハ第五八条ノ

規定ニヨル特別ノ賦課金ノ收支予算、及賦課金ノ
収支予算、及賦課金徵収方法

三 事業年度ニオケル本組合ノ借入金額ノ最高限度

四 一事業年度ニオケル一組合員ニ対シテナス貸付

金額、及一組合員ノ為ニスル保証金額ノ最高限度

第三四条 総代会ノ招集ハ、少クトモ五日前迄ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ各総代ニ発シテ、之ヲナス

総代会ニオイテハ、前項ノ規定ニヨリアラカジメ通知シタル事項ニアラザレバ議決ヲナスコトヲ得ズ、タダシ、急施ヲ要スル事項ニ付、出席シタル総代ノ三分ノ二以上ノ同意アリタルトキハ、コノ限りニアラズ

第三五条 総代会ノ議長ハ、第二項ノ場合ヲ除ク外、理事長之ニ当タル

監事ノ招集シタル総代会ノ議長ハ、之ヲ招集シタル監事之ニ当タル

タダン、監事二人以上アルトキハ、互選ヲ以テ之ヲ定ム

ム

第三六条 総代ノ議決権ハ各一個トス

第三七条 総代会ノ決議ハ、第二十三条五項（第二十四

条四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ場合ヲ除ク外、総代

数ノ半数以上出席シ、ソノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ

為ス

前項ノ代理人ヲ以テ、議決権ヲ行フコトヲ得、コノ場合ニオイテハ之ヲ出席ト看做ス

前項ノ代理人ハ総代タルコトヲ要ス

第三九条 総代会ノ議事録ハ、議長之ヲ作成シ、少クトモ左ノ事項記載ニ議長及出席者二名以上之ニ記名捺印スペシ

一 開会ノ日時及場所

二 総代総数及ソノ議決権総数

三 出席者数及ソノ議決権総数

四 議事ノ要領

五 議決シタル事項、及賛否ノ議決総数

第四〇条 評議員会ハ必要ニ応ジ理事長隨時之ヲ招集ス

第七章 出資準備金及持分

第四一条 組合員ハ出資一口以上有スベシ

第四二条 出資一口ノ金額ハ金五拾円トス

出資ハ金錢ヲ以テ払ヒ込ムモノトス

第四三条 出資第一回ノ払込金額ハ一口ニ付、金拾七円

五拾錢トス

第二回以後ノ払込金額、期日及場所ハ、理事長之ヲ定メ、少クトモ払込期日二週間前迄ニ各組合員ニ通知スルモノトス

第四八条 組合員ハ本組合ノ承諾ヲ得タル場合ニ限り、他ノ組合員ニ対シテ、ソノ持分ノ全部又ハ一部ヲ譲渡スルコトヲ得

第四四条 出資ノ払込ヲ怠リタル組合員ハ、ソノ払込ムベキ金額ニ対シ、払込期日ノ翌日ヨリ払込完了ノ日迄、日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ支払ベシ

第四九条 組合員ハ、ソノ事業ノ一部ノ廃止、ソノ他ヤムヲ得ザル事由アルトキハ、本組合ノ承諾ヲ得テ、ソノ出資口数減少スルコトヲ得

第四五条 本組合ハ出資ノ欠損ノ補償ニ充ツル為、出資総額ノ二分ノ一ニ相当スル金額ニ達スル迄ハ、毎事業年度ノ剩余金ノ十分ノ一以上ヲ準備トシテ、積立テルモノトス

第五〇条 第九条ノ規定ハ、出資口数ヲ増加セントスル組合員ニ之ヲ準備スル

第八章 会 計

第四六条 本組合ハ毎年事業年度臨時緊急ノ支出ニ充ツル為、剩余金ノ十分ノ一以上ヲ別途積立金トシテ積立テルモノトス

第五一条 本組合ノ事業年度ハ一年トシ、毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第四七条 組合員ノ持分ハ本組合財産（未払込出資金及職員退職引当金ヲ除ク）ニ付、ソノ出資口数ニ応ジテ、之ヲ算定スル

第五二条 理事長ハ毎事業年度ノ終リニオイテ、左ニ掲タル書類ヲ調整シ、通常總代会ノ会日ヨリ少クトモ一週間前迄ニ監事ニ提出シ、カツ之ヲ主タル事務所ニ備

持分ノ算定ニ当リ、ソノ基礎トナルベキ金額ニシテ、計算上不便ナル端数金額ハ、之ヲ切捨テルコトヲ得

三 事業報告書

四 剰余金処分案

組合員及本組合ノ債権者ハ、前項ニ掲タル書類ノ閲覧ヲ求メルコトヲ得

第五十三条 監事、前条第一項ニ掲タル書類ヲ受理シタルトキハ、遅滞ナク之ヲ監査シ、意見書ヲ付シテ理事長ニ送付スベシ

理事長ハ前条第一項ニ掲タル書類及監事ノ意見書ヲ、

通常総代会ニ提出シテソノ承認ヲ求ムベシ

第五十四条 本組合ハ事業年度毎ニ、左ニ掲タル引当金ヲ計上ス

一 職員退職給与金、総俸給額ノ百分ノ五以上

第五十五条 一事業年度ニオケル総益金ヨリ、総損金及繰越損益金ヲ加減シタルモノヲ剩余金トシ、第四十五条ノ規定ニヨル準備金、及第四六条ノ規定ニヨル別途積立金ヲ控除シ、残余アルトキハ之ヲ組合員ニ配当シ、又ハ次年度ニ繰越スコトヲ得

4 企業整備

数ニ応ジテ、之ヲナス

前項ノ配当ノ率ハ、年六分ノ割合ヲ超エザルモノトストダシ、特別ノ事由ニヨリ行政官庁ノ認可ヲ受ケタルトキハ、コノ限りニアラズ

第一項ノ配当ヲナシ猶剰余金アルトキハ、ソノ剰余金ノ生ジタル事業年度ニオイテ、組合員ガ本組合ニ支払ヒタル手数料ノ額ニ応ジテ、之ヲ配当スルコトヲ得

第五十七条 本組合ハ組合員ニ対シ経費ヲ賦課ス

第五十八条 本組合ヲ行フ為特ニ必要アルトキハ、行政官庁ノ認可ヲ受ケ組合員ノ全部、又ハ一部ニ対シ前条ノ規定ニヨル賦課金ノ外、特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第九章 違約処分

第五十九条 本組合員ハ第一三条第二項、第一四条第二項又ハ第一六条第二項ノ規定ニ違反シタル組合員ニ対シ、金壱千円以下ノ過怠金ヲ課ス

第六〇条 本組合ハ、家庭薬配置販売ニ関スル經濟統制違反ニヨリ罰金以上ノ刑ニ処セラレタル組合員、又ハ

第五十六条 剰余金ノ配当ハ、事業年度末ニオケル出資口

第七条第二項ニ掲タル組合員ニ対シ、ソノ取扱品ノ配給ヲ停止、又ハ削減スルコトヲ得

附 則

第六一条 本組合ハ、本組合成立前ノ奈良県配置壳薬商業組合ノ財産、其ノ他一切ノ権利義務ヲ承認ス

別 表

選挙区	地域	区定数
第一選挙区	南葛城郡	十五名
第二選挙区	高市郡	十八名
第三選挙区	北葛城郡	七名
第四選挙区	磯城郡	五名
第五選挙区	吉野郡宇陀郡	四名
第六選挙区	山辺郡宇陀郡 奈良市添上郡	一名
計	生駒郡	五十名

(奈良県衛生部薬務課)